

豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地

さらべつ議会

発行／更別村議会 編集／議会運営委員会



改選後初めてとなる臨時議会が5月8日に開かれ、議長、副議長の選挙が行われました。また、各委員会の構成が決定し、第20期村議会がスタートしました。

さあ、スタート!!

2023

6

Vol.184

■ 第20期村議会体制が決まる～

議長に織田氏、副議長に高木氏 P 2～3

■ 第1回定例会、審議結果

P 4～7

■ 第2回・第3回臨時会

P 8

■ 一般質問～4人の議員が質問

P 9～13

第20期村議会体制が決まる

議長に 織田 忠司 氏

副議長に 高木 修一 氏

初議会での各選挙結果

* () 内は選挙方式

■議長 (投票)

織田忠司議員 4票

安村敏博議員 3票

高木修一議員 1票

■副議長 (指名推選)

高木修一議員

■十勝圏複合事務組合議員

十勝中部広域水道企業団議員

とかち広域消防事務組合議員

(いずれも指名推選)

織田忠司議員



議長就任のご挨拶

私たちは、顔の見える議員として、村民の皆さんと多く接する機会を設けるとともに、一般質問などを通じて、頂いたご意見を村づくりに反映していきたいと思えます。

また、「住みやすい更別村をつくる」という点では村長と同じ方向を向いていると思いますが、自治体は二元代表制であり、ほどよい距離感を持ちつつ、議会の使命でもある議決権とチェック機能を十分生かしながら、議員の皆さんには大いに議論していただき、この議会が開かれた議会、そして魅力ある議会となるよう努めて参りますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

副議長就任のご挨拶

前期まで議長を務めていましたが、これからは副議長の立場で、議長を支えながら、一生懸命尽力して参ります。

この4年間、自分のできる限りのことを行い、皆さんの意見を聞きつつ、村づくりに努めていきたいと思えますので、ご支援、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

5月8日、村議会議員の改選後初めての臨時議会が開かれ、正副議長の選挙を行いました。その結果、議長に織田忠司氏、副議長に高木修一氏が当選、令和9年4月30日までの4年間を任期とする第20期村議会の体制が決定しました。

続いて、一部事務組合議員の選挙を行うとともに、監査委員2名の選任については、いずれも同意されました。

委員会構成 決まる

5月8日、議長が総務厚生、産業文教の両常任委員会の委員、及び議会運営委員会の委員を選任しました。委員の選任後、各委員会が開催され、次のとおり委員長、副委員長が決定しました。委員の任期は2年間です。



総務厚生常任委員会

- 委員長 小谷文子
 - 副委員長 荻原 正
 - 委員 太田綱基
 - 委員 安村敏博
 - 委員 高木修一
- 所管事項
総務・税財政、市政の総合企画、消防、住民福祉、保健衛生、その他、他の委員会の所管に関しないこと



産業文教常任委員会

- 委員長 斎藤要子
 - 副委員長 安村敏博
 - 委員 斎藤 憲
 - 委員 小谷文子
 - 委員 高木修一
- 所管事項
農林業、商工観光及び労働、土木、建設、上下水道、教育に関する事



議会運営委員会

- 委員長 太田綱基
 - 副委員長 安村敏博
 - 委員 斎藤 憲
 - 委員 斎藤要子
 - 委員 小谷文子
 - 委員 荻原 正
 - 委員 高木修一
- 所管事項
議会運営、会議規則、委員会条例等、議長の諮問に関する事項、議会広報に関する事



安村敏博氏

▼議会選出監査委員



笠原幸宏氏

▼代表監査委員

監査委員に、次の方々の選任に同意しました。

選任同意

過去最大規模

6会計 74億4,249万円

令和5年度予算を可決

第1回 定例会



令和5年第1回定例会は、3月9日から17日、9日間の会期で行われました。開会日の9日は、人事案件2件、条例の制定3件、条例の改正6件、計画の変更5件、財産の取得、一般会計ほか5特別会計補正予算が審議され、条例の制定3件が常任委員会に付託されました。10日は、4人の議員が4項目の一般質問を行い、村長の見解を質しました。

14日・16日は、2日間にわたり新年度予算を審議するとともに、16日には常任委員会に付託された案件、条例の改正1件、発議1件、一般会計補正予算（追加提案）を審議しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残して閉会しました。

3月9日審議分

■推薦同意

▼人権擁護委員の推薦同意

人権擁護委員として、次の方の推薦に同意しました。なお更別村においては2名の方が推薦されています。

花園町 梶 幸子 氏

■選任同意

▼固定資産評価審査委員会委員の選任同意

固定資産評価審査委員会委員として、次の方の選任に同意しました。

更生区 渡邊 浩明 氏

■条例の改正

▼国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

健康保険法施行令の改正により、被保険者に支給される出産一時金が「40万8千円」から「48万8千円」に引き上げられたため、支給額を改めるものです。

▼保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定

子ども・子育て支援法の改正に伴い、法の条項番号を改めるものです。

▼特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

学校教育法、子ども・子育て支援法及び国が定める基準の改正に伴い、法令との整合を図るため、法の条項番号など条文を改めるものです。

▼家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

利用する乳幼児の安全を確保する計画策定の義務付けや自動車を行行する際の所在確認など、国が定める基準が改正されたことから、必要な事項を定めるとともに関係条文を改めるものです。

▼**放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定**

利用者の安全を確保する計画策定の義務付けや自動車を行う際の所在確認など、国が定める基準が改正されたことから、必要な事項を定めるとともに関係条文を改めるものです。

▼**子育て委員会条例の一部を改正する条例制定**

子ども・子育て支援法の改正に伴い、法の条項番号を改めるものです。

■**計画の変更**

▼**辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更**

- 北更別・旭・平和辺地
 - 勢雄・更別東辺地
 - 更別・昭和・更南辺地
 - 南更別・香川・更生辺地
 - 上更別南・東栄・協和辺地
- 農村地区を5地域(辺地)に区割し策定する「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」について、各辺地における事業費、事業内容(道路・橋りょう、農業基盤整備事業、下水道処理施設浄化槽など)の

変更・追加等に伴い、計画を変更するものです。

■**財産の取得**

▼**宅地分譲用地取得**

予定価格700万円以上、5千㎡以上の不動産の買入に關し、議会の議決を必要とするものです。

○所在

字更別南1線96番21他(全58筆)

○地目及び面積

畑 3万517㎡

○予定価格

4千847万7千円

■**補正予算**

▼**令和4年度一般会計補正予算並びに特別会計補正予算**

公共施設等整備基金積立金の増額、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の増額、事業費確定等に伴う不用額の減額等を主とする一般会計ほか5特別会計の補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

■ **令和4年度補正予算の内訳** ■

【第1回定例会(3/9~3/16)分】

(単位：万円)

会計区分		補正額	補正後の予算額	主な増減内容	
一般会計(第11号)		2,032	60億9,514	・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の増額 ・公共施設等整備基金積立金の増額 ・除雪事業委託料の増額 ・事業完了に伴う執行残の減額	
特別会計	国保会計				
	事業勘定(第6号)	△ 1,792	5億5,072	・一般被保険者療養給付費等の減額	
	診療施設勘定(第6号)	160	3億6,663	・公課費(消費税過年度分)の追加、執行残の減額	
	後期高齢者医療事業(第2号)	△ 58	5,862	・後期高齢者医療広域連合納付金の減額	
	介護保険	事業勘定(第4号)	1,045	3億9,828	・介護サービス等諸費の増額、執行残の減額
		サービス事業勘定(第4号)	42	249	
簡易水道事業(第3号)		△ 64	2億8,848	・事業完了に伴う執行残の減額	
公共下水道事業(第2号)		△ 2,881	3億7,909	・事業完了に伴う執行残の減額	

◆ 次回の定例会は ◆

9月11日(月)
午前10時開会予定

【議会を傍聴しませんか】

議会での議論を通じて、村の現状や課題を知ること、村政が皆さんに、より身近なものとなります。どうぞ、お気軽にお越しください。



議会中継QRコード

※インターネットからも議会中継をご覧いただけます！

3月14・16日審議分

■当初予算

▼令和5年度一般会計予算並びに特別会計予算

令和5年度当初予算の審議は2日間の日程で行われ、14日は主に一般会計歳出を、16日には一般会計歳入及び各特別会計の歳入歳出の審議が行われました。

診療所の増築やスーパービレッジ構想推進事業費などの大型事業を計上した一般会計は52億6千796万8千円、5特別会計を含む総額74億4千249万円の当初予算は、それぞれ原案どおり可決されました。

■ 令和5年度 各会計当初予算

(単位：万円)

会計区分		令和4年度	令和5年度	前年対比(%)
一般会計		46億6,121	52億6,797	13.0
特別会計	国保会計			
	事業勘定	5億6,482	5億8,077	2.8
	診療施設勘定	3億4,659	5億8,080	67.5
	後期高齢者医療事業	5,565	6,246	12.2
	介護保険			
	事業勘定	3億7,790	3億9,025	3.2
	サービス事業勘定	206	213	3.2
	簡易水道事業	2億9,207	2億6,575	△9.0
	公共下水道事業	4億555	2億9,236	△27.9
合計		67億585	74億4,249	10.9

■条例の制定

▼選挙公報の発行に関する条例制定

村議会議員選挙及び村長選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、主張等を掲載した選挙公報の発行に必要となる事項を定めるため、条例を制定するものです。

▼個人情報保護法に関する法律施行条例制定

個人情報保護法の改正による新制度の施行に際し、適正かつ公正な運営に必要な「情報公開・個人情報保護審査会」

り、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等の個人情報保護に関する規律が一元化されることから、改正後の法の施行に必要となる事項を定めるものです。

▼情報公開・個人情報保護審査会条例制定

個人情報保護法の改正に伴う新制度の施行に際し、適正かつ公正な運営に必要な「情報公開・個人情報保護審査会」

を制定するものです。

▼条例の改正

個人情報保護法の改正に伴う条文の整理及び公文書の不開示情報に関する規定等を改めるものです。

■補正予算

▼令和5年度一般会計補正予算

令和5年5月に開始予定の新型コロナウイルスの接種経費を追加する一般会計補正予算が提案され、原案どおり可決されました。

○補正額

778万8千円

○補正後の予算額

52億7千575万6千円

主な予算の使い道

- ◆宅地分譲整備事業
- ◆国保診療所 診療施設改修事業 (スプリンクラーの整備、診察室を4室に)
- ◆更別スーパービレッジ構想推進事業
- ◆社会福祉センター改修事業 (非常用発電機を整備)
- ◆老人保健福祉センター改修事業 (ポンプ交換他)
- ◆上更別地域活性化対策事業 (協働店舗の支援を拡充)
- ◆新規就農者支援事業
- ◆学校施設改修事業 (更別小学校)
- ◆スクールバス購入事業 (上更別方面)
- ◆道路改良舗装事業 (南14線他) など





■ 一般質問とは ■

議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のために適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められています。

更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に沿って質問します。

また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

ページ	質問事項	質問議員
10	運転免許証返納後の移動手段の充実について	織田 忠 司
11	寄付、企業版ふるさと納税の利活用に向けた事業方針のあり方について	安村 敏 博
12	上更別地区におけるまちづくりの将来像について	小谷 文 子
13	スーパービレッジ構想について	太田 綱 基

運転免許証返納後の移動手段の充実について

長——今後もより良い交通体系の確保に向け検討を進める



織田議員

織田議員

更別村での生活において、車を運転することは、不可欠であり、それは高齢者にとっても同じことです。又、

更別村の人口構成は65歳以上の方が983名。その内老人等世帯は191世帯、独居老人は192名の方がいます。

近年、高齢者の交通事故等の多発により、高齢者の運転免許証の更新には、70歳からは高齢者講習、75歳以上になれば認知機能検査と、もし違反歴があれば運転技能検査に合格しなければ、免許証の更新はできません。高齢者の方の中には、更新ができなかったり、事故等の不安などから免許証を返納し、運転をやめられる方もいます。村でも運

転免許証を自主返納された方には高齢者運転免許証自主返納奨励事業も実施していますが、一方では、返納をためらっている方も多くいます。今、私達は車で自由に移動できる生活を送っていますが、いざれは車を運転できなくなる時の不安、そして、その為に変わる生活環境に対しての大きな不安を持っています。

一方、村でも現在取り組んでいる移送事業などの利用者は年々増えてはきていますが、郊外での乗合いタクシーは利用者の利用予約方法等に戸惑いがあり、市街地循環村民バスでは運行路線まで行かなければ乗れません。社会福祉協議会が行っている移送サービス事業では、利用者の増加につれて運行事業者の負担も多くなっています。又、いずれの事業においても土、日曜日には利用できません。人口年齢構成からみても、高齢者の増加につれて、免許返納者も

増加すると思われる。10年、20年後の「住みやすい村づくり」の為に、今まで以上の移動手段の充実に向けての取り組みが必要になると思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

村長

高齢ドライバーの免許更新の現状は、ご質問のとおり、令和4年に施行された改正道路交通法により、要件が厳しくなり、これに伴い運転免許証の自主返納者も増加傾向にあると考えています。

村では従前から、高齢者、障がい者の福祉事業として、65歳以上の方又は身障手帳等をお持ちの方を対象とした、自宅から村内医療機関の間を無料で送迎する「移送サービス事業」を社会福祉協議会に、障がい者や難病患者の方を対象とした、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の送迎を行う「障害者生活支援事業」

を村内や近隣町村の福祉有償運送事業者それぞれ委託して実施してきたほか、農村部や市街地を循環する村民バスを運行してきたところですが、

電話申し込みにより、農村部のご自宅まで配車される仕組みとなっております。

従来の交通体系では農村地域の方が公共交通を利用できる環境になく、また、村民バスのルート変更だけでは問題解決が困難なことから、よりよい公共交通体制の構築に向け、管内の交通関係者や村内の利用者等で組織する「更別村地域公共交通活性化協議会」等で議論を重ね、令和3年10月から、農村地域から市街地への移動は「乗合タクシー」、市街地内での移動は市街地を循環運行する「村民バス」、市街地から他の市町村等への移動は「十勝バス」がその役割を担うこととし、村民が自家用車を利用しなくとも一定の移動ができるよう交通手段を確保したところです。

村民バスにつきましては、市街地の循環回数を9回に増やし、運行ルートも延長しているところですが、すべてのご自宅前の運行は困難なところですが、ご自宅から100mから150mで乗車可能なルートに設定しています。また、社会福祉協議会に委託している移送サービスにつきましては、医療機関への送迎が対象であり、コロナワクチン接種の期間中は利用者が増加していました。ワクチン接種以外での利用は1日1名程度となっており、過度な事業者負担が生じているとは認識しておりません。各サービスを組み合わせる利用により、ニーズに応じた最適な移動も可能になると考えています。

ご質問の乗合タクシーの利用方法につきましては、運行開始時の全戸配布によるPRとともに、広報さらべつでの周知も行っていますが、スマホなどからの予約のほか、運行事業者である大正交通への

各事業とも平日のみの運行であり、ご指摘のとおり土日や休日の移動には対応できていません。主にドライバーの確保が課題となりますが、今後ともより良い交通体系の確保に向け検討を進めてまいります。

寄付、企業版ふるさと納税の利活用に向けた 事業方針のあり方について

長 村 ― 支援増に向けて寄付者の思いに寄り添い、工夫して取り組む



安村議員

ものがあります。企業版ふるさと納税は一定の多額寄付がある事から、寄付者の意志を反映する意味からも具体的事業への使途が示されるべきではないでしょうか。

安村議員 村は「寄付条例」の目的の中で、寄付者の意志を尊重しつつ、必要事業等に活用すると制定していますが、その寄付の有効利用について「目的」にある地域福祉の向上や次世代に引き継ぐべき地域資源の保全活用等に寄与しているとは言い難い現状にあるのではないのでしょうか。加えて、村は令和3年4月に第2期「更別村まち・ひと・しごと総合戦略」の事業推進に向け、本村における人口減少と地域経済縮小の克服のため、令和7年3月末までの期間を定め1億円を目安（目標）に企業版ふるさと納税制度を制定しましたが、その実態に鑑みたととき、何か釈然としない

て見解を求めます。

②寄付、企業版ふるさと納税における財政への還元及び利活用については、実施する事業内容や時期等を明確に示す事が寄付者への思いやりであり、更なる村への寄付賛同増が期待できると思いますが、見解を求めます。

村 長 更別村寄付条例は、

寄付の有効利用については、現実としてある中、行政として取り組むべき課題は山積されてます。先ずは、この困難な状況において、村民が安心して暮らせる仕組みづくりに全力で取り組むべきです。せっかくの大切な浄財でありますので、最重要、重点目標を明確に示し寄付金の有効活用を図るべきではと考えますが、
村長の実直な回答を期待します。
①寄付、企業版ふるさと納税での寄付による寄付条例施行規則において運用状況の公表等につき明記しているが、現状での利活用状況及び現状実態の捉え方について

寄付の使途についての透明性を高めるとともに、村への思いを持ち、共感する人々からの寄付を財源並びに資産の一部として、その意志を具体化するための事業等に活用することによって、地域福祉の向上や地域資源の保全活用等を図るとともに、寄付を通じた多様な人々の参加による、協働の精神を基本としたふるさとづくりを目的としています。この目的を達成するための事業を第6期総合計画で定める基本目標とし、頂戴した寄

付金は、寄付される方が指定した事業の財源として活用させていただきます。

寄付金の活用状況については毎年度、村ホームページ（HP）及び広報さらべつにより公表することとしています。

次に企業版ふるさと納税についてですが、この制度は国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税の特例措置により、最大で寄付額の9割が軽減されるものです。本村では、令和2年度に地域再生計画の認定を受け、令和6年度までの計画期間中に1億円の受付が可能となっております。寄付金を募る事業については、村HP上で地域再生計画の内容を公開しているほか、寄付申出書に具体の事業を例示し、寄付者の意向が尊重されるよう努めています。また地方創生関連の国庫補助金にあつては、補助事業費の地元負担分に企業版ふるさと納税などの民間資金を積極的に活用するよう求められています。また、現在進めている更別スーパービレッジ構想推進事業に充

当するなど、制度に沿った運用を行っているところです。なお、活用状況については、寄付者の方には税制の特例措置に必要な受領書に充当事業を記載しているほか、村HP上で公表することとしています。

ご質問のとおり、寄付をしていただいた方の思いに寄り添い、更なる支援をお願いできよう、公表の方法も工夫を加えながら取り組んでまいりたいと思います。

また、事業の目的についても、将来的に村財政への負担が大きいつまなな事業の選定、時期の明確化などにより、寄付をしていただく方にわかりやすく、共感を得られることも考えられますので、事業のあり方について検討してまいります。将来的な事業の財源として寄付を募る場合、その事業が実施に至らなかった場合の寄付金の取扱いなどに課題もあるため、そうしたことも考慮しながら条例の見直しに向けた検討を行うとともに、税制の特例措置の対象となるものにあつては、適切な取り扱いを心掛けてまいります。

上更別地区におけるまちづくりの将来像について

長——協同店舗の継続に向けて、活性化協議会への支援を増額する



小谷議員

に「協同・協働の精神」により、村の助成とサポートもいただきながら、昨年11月には協働店舗も18周年となりました。そこで質問の1点目です。

活性化協議会の構成員や協働店舗も長年となり、世代交代への準備が必要となつていま

す。地域の自助努力は勿論ですが、村の協議会に対する今後の支援策と方向性について村長にお伺いします。

次に、村長は常々「上更別を賑わいのある地域に、そして振興に努めて行く」と仰つております。コンパクトな市街地に通信環境が整備され、子育てや若い世代の方が2拠点生活やテレワークも可能な「田舎での快適な暮らし」を実現できる地域であると思えます。質問の2点目です。

上更別の住環境は、分譲地はオークビレッジがあります。が、公営住宅と民間賃貸住宅は、場合によっては空きが無いためです。住環境の充実と

生活環境の良さをPRが必要では、と考えるところですが、今後の上更別地区の移住定住の促進に向けた施策について、どのようにお考えか村長にお伺いいたします。

村長

上更別市街地につきましては、昭和61年の国鉄広尾線の廃止などから人口減少が著しく、将来的には統合が避けられない状況にあった中、平成16年に農協支所の撤退と唯一の食料品取扱店であったAコープの閉店を契機に、上更別地区の6行政区住民で組織する「上更別地域活性化協議会」が設立され、上更別市街地の存続に向けた議論が交わされた結果、現在も営業する地域協働店舗ポピーマー

トの開業に至っています。こうした地域の動きや思いを受け、村では民間宅地分譲事業や民間賃貸住宅の建設補助を行い、上更別特有の景観を活かした、都市と農村の共

生をテーマとする定住化対策を進めてきたところです。また、この間、グループホームの移転新築、認定こども園の移転新築など官民それぞれの施設整備も行われています。こうした取組みの甲斐あつてか、平成16年9月末と令和4年9月末の人口を比較しますと、更別全体では300人、8・6%減、上更別地区全体では78人、13・5%減と厳しい中、上更別区は7名、6・4%の増となっております。

ご質問の1点目、協議会に対する今後の支援策と方向性についてですが、長年にわたる活動の中で関係者の高齢化などが課題となつており、昨年から、協議会及び法人の役員と今後の方向性について協議を重ねてまいりました。喫緊の課題としては店長の後継問題があり、今後10年を見据えた現役世代の人材確保のために、待遇の改善が必要ですが、コロナ禍の影響により売上が減少、さらには電気代、燃料費の高騰により、今期の経営は大変厳しい状況とお聞きしています。このような状況で、店舗の継続は自助努力

だけでは困難と認識していますが、今では「あつて当たり前」の店舗であり、最低でも今後10年は継続したいという地域の思いをお聞きしました。村としては、人口増加の可能性が出てきた上更別市街地を今後も維持したく、何よりこの取組みを今後も継続したいという地域の力強い思いは、これからのまちづくりに不可欠であり、取組みを後押しするために、協議会への支援を大幅に引上げし、新年度予算に248万4千円増額となる450万円を計上し本定例会に提出したところです。

ご質問の2点目、移住定住対策の促進について、素晴らしい農村景観を有する上更別市街地は、議員ご提案のとおり「田舎での快適な暮らし」を実現できる可能性のある地域と考えています。現在進めております更別スーパービレッジ構想では、通信環境の整備やデジタルを活用した生活の質の向上を目指しており、上更別市街地の住環境、生活環境の向上に努め、移住定住の促進を図つてまいります。

スーパービレッジ構想について

長——多くの方に利用頂き、サービスの向上と課題解決を図っていく



太田議員

太田議員 スーパービレッジ

構想は地域の困り事を最先端技術で解決し、2030年頃の未来社会像を実現することを目指す取り組みです。しかし、様々な事業を進める中で村民の困り事を村民目線に立ち推進していくはずなのに、事業をこなす事に追われ、村民に寄り添う事で見つけられる本質的な課題を見失い、解決への道から外れているように感じます。

例えば自動運転も役場と老人福祉センターへの直線の行き来で利用者は少なく、それがいつまでどのような成果が出るか危惧しています。多額の資金を投じ、自動運転で移動手段の課題を解決するならば、週2回の運転のほかには有人で村内を駆け回りデータを取りながら高齢者の移動手段となり、生活を助け、生の声を聞き取るなど工夫した取り組みが必要ではないでしょうか。また住民参画については、協議会を設立したり、アンケートを実施したりしていますが協議会が機能し、活発に活動している様子が窺えません。アンケートに関しても何度も実施していますが報告のための資料回収に見受けられ、本質的な課題解決に向かっていくように感じません。

よくしたいと思う志を持った人を採用し、育て、一緒に更別村の未来を創造した方がよい良い施策になるのではないのでしょうか。村外事業者にできない事業もあるのは理解できますが、村内で循環させていく事がこれからの村創りで必要な形だと思います。村民から「本当に便利だね」との声が聞こえてくるために何が必要か、村長の見解をお伺いします。

「更別村スーパービレッジ(SV)構想」は、デジタルの力で村の個性を生かしながら少子高齢化や人材不足といった喫緊の課題の解決と魅力向上を図るもので、村にいながら都市の利便性を実現し便利で快適に暮らせる村を目指すものです。

本年度は、デジタル田園都市構想推進交付金を活用しながら、豊かで持続可能な村の実現に向けてコミュニケーションの導入、自動運転やオンライン眼科診療サービスや健康サービスをといった様々なサービスを展開しています。これらは、スーパーシティ(SC)提案時に掲げたサービスの中から規制を伴わないサービスを抜粋し、SV構想として策定したものです。またSCの提案までの間、住民説明会や高齢者の同意を得て国への提出を行っています。SV構想の各種サービスが村内企業を中心に提供し定着することによって、経済活動が活発化し雇用の確保や移住者の増加を図るべく、人材の確保や企業誘致を進めてまいりました。またデジタル関連事業の村外流出を防ぐため、更別村スーパービレッジ協議会を村内企業を中心にソーシャルベンチャー(仮)として法人化しエコシステムを構築することも目的としています。

ご質問の1点目、住民の生の声を聴きとりデータを活用する取組みについては、10月よりサービスを順次展開し行政区懇談会や住民説明会等においても多くのご意見をいただいています。またアンケートを実施し、村の住みよさやサービスの利用状況等をデータ化、分析を行うとともに頂いたご意見を反映し、サービスの利便性向上に向けた検討を進めているところです。コミュニケーション(CN)に関しては、多くの村民がCNとして活躍できるように計画しており、村民が受講しやすいよう、来年度は更別での講座開催を計画しています。質問の2点目、村民に「本当に便利」と言っていただけサービスとするには、サービスの利便性を高め付加価値を向上することが重要です。マイナンバーカードの活用も今後進みますので、デジタル社会への転換期であることをご理解いただき、多くのサービスに積極的に触れていたたく機会の創出や、各種サービスの丁寧な村民への説明が継続的に必要と考えます。また、多くの方に利用頂きご意見を頂かなければ、良いサービスにはなりませんので、行政が村民に寄り添いながら声を聴き、課題解決を図れるよう事業を推進していくことが重要であると考えます。

議	会	2月	16日	
	報	告	会	
	を	開	催	
	し	ま	し	た

2月16日、老人保健福祉センター集会室において、2年ぶりとなる議会報告会を開催しました。

議会報告会は、村民に開かれた議会であるために、村民の皆さんに議会の活動状況を報告するとともに、村政や議会に関する意見交換を行い、議会の運営改善と政策立案に活かすことを目的としています。

報告会では、議員から令和4年の活動について報告した後、出席者の皆さんとの意見交換を行いました。意見交換では、主に次の事項について質問、意見等が出されました。

- ①議会のタブレット導入について
- ②更別スーパービレッジ構想について
- ③地方創生関係事業の取組について

お聞かせいただいた貴重なご意見は、一般質問等、今後の議員活動の参考とさせていただきます。



全国町村議会議長会表彰

▼3月9日第1回定例会にて

このほど、松橋昌和議員が村議会議員として15年以上在職、多年にわたり地方自治の振興発展に寄与されたことにより、全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受けられました。

定例会の開会前に、議場にて高木議長より表彰状の伝達が行われ、同僚議員から大きな拍手が送られました。

議会日誌

- 2月
 - 9日 全員協議会
 - 16日 議会報告会
 - 17日 十勝町村議会議長会定例会に議長出席
 - 21日 とちぎ広域消防事務組合議会、十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会に議長出席
- 3月
 - 2日 議会運営委員会
 - 9日 第1回議会定例会
 - 18日 第55回宇都宮賞乳牛改良の部受賞祝賀会に議長出席
 - 18日 進藤金日子参議院議員来村に伴う懇談会に議長出席
- 4月
 - 9日 河野デジタル大臣来村視察に議長、副議長出席



河野デジタル大臣が来村、スーパービレッジ構想の取組状況を視察しました

- 5月
 - 2日 初議会運営会議
 - 8日 第2回議会臨時会
 - 8日 全員協議会
 - 8日 議会運営委員会
 - 8日 総務厚生常任委員会
 - 8日 産業文教常任委員会
 - 15日 議会運営委員会
 - 15日 第3回議会臨時会
 - 20日 更別村農業協同組合通常総会に議長出席
 - 22日 更別村商工会通常総会に議長出席
 - 24日 全員協議会
 - 25日 議会運営委員会 (広報)
 - 25日 十勝町村議会議長会定例会に議長出席
 - 25日 十勝圏活性化推進期成会農林水産経済委員会に議長出席
 - 26日 更別消防団春季消防演習に議長出席
 - 27日 特定非営利活動法人どんぐり村サライ、通常総会に議長出席
 - 29日 議会運営委員会
 - 31日 更別森林組合通常総会に議長出席